

令和7年第9回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第3号）

令和7年9月12日（金曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 認定第 1 号 令和6年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について
(決算特別委員会審査報告)
- 第 4 認定第 2 号 令和6年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
(決算特別委員会審査報告)
- 第 5 認定第 3 号 令和6年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
(決算特別委員会審査報告)
- 第 6 認定第 4 号 令和6年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
(決算特別委員会審査報告)
- 第 7 認定第 5 号 令和6年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(決算特別委員会審査報告)
- 第 8 認定第 6 号 令和6年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について
(決算特別委員会審査報告)
- 第 9 認定第 7 号 令和6年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について
(決算特別委員会審査報告)
- 第10 認定第 8 号 令和6年度羽幌町下水道事業剰余金の処分及び決算認定について
(決算特別委員会審査報告)
- 第11 発議第 8 号 議会改革特別委員会の設置並びに委員の選任について
- 第12 発議第 9 号 議員の派遣について
- 第13 発議第10号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査について
- 第14 意見案第4号 土地強制化に資する道路の整備等に関する意見書の提出について
- 第15 意見案第5号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の提出について
- 第16 意見案第6号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について

○追加日程

- 第 1 議案第 76 号 令和 7 年度羽幌町一般会計補正予算（第 6 号）
第 2 議案第 77 号 令和 7 年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
第 3 議案第 78 号 令和 7 年度羽幌町水道事業会計補正予算（第 2 号）

○出席議員（10名）

1番 佐藤 満君	2番 金木直文君
3番 阿部和也君	4番 逢坂照雄君
5番 村上雄也君	6番 小寺光一君
8番 舟見俊明君	9番 工藤正幸君
10番 平山美知子君	11番 村田定人君

○欠席議員（1名）

7番 磯野直君

○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人

町長	森淳君
副町長	三浦義之君
教育長	濱野孝君
監査委員	熊木良美君
農業委員会会长	入江雄治君
会計管理者	豊島明彦君
総務課長	伊藤雅紀君
総務課主幹	村上達君
総務課総務係長	逢坂信吾君
総務課情報管理係長	和田広夢君
地域振興課長	飯作昌巳君
地域振興課政策推進係長	山田太志君
デジタル推進課長	竹内雅彦君
財務課長	清水聰志君
財務課主幹	門間憲一君
財務課税務係長	近藤優樹君
町民課長	大平良治君
福祉課長	高橋伸君
福祉課社会福祉係長	高本勇一君

福祉課子ども係長	高 橋 司 君
福祉課 国保医療年金係長	齊 藤 悠 理 君
健康支援課長	棟 方 富 輝 君
建設課長	酒 井 峰 高 君
建設課主任技師	笛 浪 滿 君
上下水道課長	渡 辺 博 樹 君
上下水道課長補佐	熊 谷 裕 治 君
上下水道課業務係長	小笠原 聰 君
農林水産課長	敦 賀 哲 也 君
農林水産課長補佐	杉 野 浩 君
商工観光課長	三 上 敏 文 君
商工観光課長補佐	木 村 謙 彦 君
商工観光課 觀光振興係長	小笠原 悠 太 君
商工観光課 商工労働係長	廣 谷 將 大 君
天壳支所長	大 西 將 樹 君
焼尻支所長	藤 井 延 佳 君
学校管理課長	葛 西 健 二 君
学校管理課長補佐 兼学校給食センター所長	佐々木 慎 也 君
社会教育課長 兼公民館長	宮 崎 寧 大 君
社会教育課主幹	木 村 康 治 君
社会教育課 体育振興係長	藤 田 俊 悟 君
社会教育課 体育振興係主査	近 藤 健 弘 君
監査室長	木 村 和 美 君
農業委員会 事務局長	敦 賀 哲 也 君
選挙管理委員会 事務局長	伊 藤 雅 紀 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	鈴 木 繁 君
総務係長	鳴 元 貴 史 君

書 記 逢 坂 信 吾 君

◎開議の宣告

○議長（村田定人君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（村田定人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

5番 村上雄也君 6番 小寺光一君
を指名します。

◎諸般の報告

○議長（村田定人君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席届出は7番、磯野直君であります。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎認定第1号～認定第8号

○議長（村田定人君） 日程第3、認定第1号 令和6年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第4、認定第2号 令和6年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第5、認定第3号 令和6年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6、認定第4号 令和6年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、認定第5号 令和6年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第6号 令和6年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、認定第7号 令和6年度羽幌町水道事業剩余额の処分及び決算認定について、日程第10、認定第8号 令和6年度羽幌町下水道事業剩余额の処分及び決算認定について、以上8件を一括議題とします。

本案については、本議会において羽幌町各会計決算特別委員会に付託した事件であり、その審査結果について、会議規則第77条の規定により、各会計決算特別委員会委員長から報告を求めます。

羽幌町各会計決算特別委員会委員長、平山美知子君。

○各会計決算特別委員会委員長（平山美知子君）

令和7年 9月12日

羽幌町議会議長 村田定人様

羽幌町各会計決算特別委員会

委員長 平 山 美知子

委 員 会 審 査 報 告

- 認定第1号 令和6年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 令和6年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 令和6年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 令和6年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 令和6年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 令和6年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号 令和6年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について
認定第8号 令和6年度羽幌町下水道事業剰余金の処分及び決算認定について

本委員会に付託された上記事件の審議結果について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1 付託された議会 令和7年 9月11日 (第9回定期会)

2 委員会開催年月日 令和7年 9月11日

3 審査の経過及び結果

(1) 地方自治法第233条第3項及び同条第4項に基づき監査委員から「決算審査意見書」について説明を求めた。

(2) 理事者側(財務課長、上下水道課長)から決算書及び同認定資料について、それぞれ説明を求めた。

これらの説明は詳細になされ、委員会では本案件を慎重に審議した結果、水道・下水道事業剰余金の処分、及び各会計ともに原案可決及び認定すべきと決定したので報告する。

以上です。

○議長(村田定人君) 本案については、全議員の委員をもって構成する各会計決算特別委員会において十分に審議が尽くされておりますので、質疑及び討論を省略することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

これから認定第1号から認定第8号までの8件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決及び認定すべきとするものであります。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決及び認定することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号までの8件については、委員長報告のとおり可

決及び認定することに決定しました。

◎発議第8号

○議長（村田定人君）　日程第11、発議第8号　議会改革特別委員会の設置並びに委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。住民の意思を代表する議会として議会機能の充実、発展、人口減少の時代に対応した議会を目指すため、全員の議員をもって構成する議会改革特別委員会を設置し、これに付託の上、審査終了まで閉会中の継続審査といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。

したがって、本案については全員の議員をもって構成する議会改革特別委員会を設置し、これに付託の上、審査終了まで閉会中の継続審査にすることに決定しました。

◎発議第9号

○議長（村田定人君）　日程第12、発議第9号　議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本町の懸案事項の要望、促進を図るため及び議員の研修並びに各委員会の調査研究等のため、本日より次期定例会までの間、本議会は必要と認められる事案について道内外の関係機関に議員を派遣したいと思います。なお、諸般の事情による派遣日程等の変更があった場合、その他緊急を要する派遣事案があった場合は、議長にその内容決定を一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。

したがって、発議第9号　議員の派遣については原案のとおり決定されました。

◎発議第10号

○議長（村田定人君）　日程第13、発議第10号　各委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会における閉会中の所管事務調査について、それぞれの委員長から会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。それぞれの委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。

したがって、発議第10号　各委員会の閉会中の継続調査及び審査については原案のとおり決定されました。

◎意見案第4号

○議長（村田定人君）　日程第14、意見案第4号　国土強靭化に資する道路の整備等に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君）　意見案第4号　国土強靭化に資する道路の整備等に関する意見書の提出について。

このことについて、別紙のとおり会議規則第14条の規定により意見書を提出します。

令和7年9月10日提出。

提出者、羽幌町議会議員、小寺光一。賛成者、羽幌町議会議員、金木直文、同じく、工藤正幸。

国土強靭化に資する道路の整備等に関する意見書（案）

北海道は、豊かな自然、広大な土地、冷涼な気候などの特性と豊富な再生可能エネルギーをはじめ、我が国最大の供給力を有する農林水産業、自然や文化を生かした魅力的で質の高い観光資源といった数多くのポテンシャルを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

しかしながら、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など多くの課題を抱えている。

こうした課題を解消し、人流・物流の効率化による生産性向上及び国際競争力の強化や、激甚化・頻発化する大規模災害に備えた強靭な地域づくりを進めるためにも本道の骨格を形成する高規格道路から身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進するとともに、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を確保することが必要である。

そのため、地方財政が依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、必要な道路整備や除排雪を含む維持管理を長期安定的に進めるための予算を確保することが重要である。

よって、国においては、切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害への対応のほか、令和6年能登半島地震の教訓なども踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策、除排雪の充実確保など国土強靭化の取組をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1　山積する道路整備の課題に対応しながら計画的かつ長期安定的な道路整備や維持管理が進められるよう、必要な予算を確保すること。

- 2 第1次国土強靭化実施中期計画に基づく橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策や無電柱化などを着実に進めるために今後の資材価格・人件費高騰等の影響を適切に反映した必要な予算・財源を確保すること。
- 3 人流、物流の活性化による生産性向上に向けた高規格道路のミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化など、国土強靭化に資する災害に強い道路ネットワーク整備を促進すること。
- 4 令和7年度より舗装補修の対象範囲が拡充された緊急自然災害防止対策事業債の延長を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。
- 5 冬期における安全な道路交通の確保、通学路などの交通安全対策の推進など、地域の暮らしを支える道路整備や除排雪を含む維持管理の充実が図られるよう、必要な予算を確保すること。
- 6 災害発生時に迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び各開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月10日、北海道羽幌町議会議長、村田定人。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靭化担当大臣。

○議長（村田定人君） 議会の運営に関する基準により、質疑並びに討論は省略することとします。

これから意見案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、意見案第4号 土国強靭化に資する道路の整備等に関する意見書の提出については原案のとおり可決されました。

議長名をもって、それぞれの関係機関に要請することにいたします。

◎意見案第5号

○議長（村田定人君） 日程第15、意見案第5号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

5番、村上雄也君。

○5番（村上雄也君） 意見案第5号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の提出について。

のことについて、別紙のとおり会議規則第14条の規定により意見書を提出します。
令和7年9月10日提出。

提出者、羽幌町議会議員、村上雄也。賛成者、羽幌町議会議員、阿部和也、同じく、磯野直。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元など教育予算拡充 とゆたかな学びを求める意見書（案）

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度であるが、この制度における国の負担率が2006年に1／2から1／3に変更されました。

子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠であります。

また、24年12月に文科省が発表した「就学援助実施状況調査」では、要保護・準要保護率は、北海道においては全国で8番目に高い17.59%と依然として厳しい実態にあり、教育現場では給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じています。

さらに、子どもたちの負担を軽減し、学校をゆたかな学びの場とするためには、学習指導要領の内容精選および標準授業時数精選をはかり「カリキュラム・オーバーロード」の早期改善をはかる必要があります。

こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1／2への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「30人以下学級」の実現など、学校がゆたかな学びの場となるよう、以下の項目について地方自治法第99条にもとづき、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう要請します。

記

- 1　国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とすること。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育費国庫負担金の負担率を1／2に復元すること。
- 2　給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消や、図書費などについて国において十分な確保、拡充を行うこと。
- 3　就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充をはかること。
- 4　小中高「30人以下学級」の早期実現にむけて、学級編制標準を順次改定すること。
また、増加し続ける不登校やいじめ、自死など子どもたちの解決すべき問題を改善するため教職員定数改善や加配教員増員をはかるとともに、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充をはかること。
- 5　子どもたちのゆたかな学びを保障するため、学習指導要領の内容精選および標準授業時数精選をはかり「カリキュラム・オーバーロード」の早期改善をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月10日、北海道羽幌町議会議長、村田定人。

意見書提出先、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣。

○議長（村田定人君） 議会の運営に関する基準により、質疑並びに討論は省略することとします。

これから意見案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、意見案第5号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

議長名をもって、それぞれの関係機関に要請することにいたします。

◎意見案第6号

○議長（村田定人君） 日程第16、意見案第6号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

9番、工藤正幸君。

○9番（工藤正幸君） 意見案第6号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について。

このことについて、別紙のとおり会議規則第14条の規定により意見書を提出します。

令和7年9月10日提出。

提出者、羽幌町議会議員、工藤正幸。賛成者、羽幌町議会議員、村上雄也、同じく、小寺光一。

地方財政の充実・強化に関する意見書（案）

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。加えて、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められる中、増大する行政需要や圧倒的に不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2026年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準確保より積極的に踏みだし、社会全体として求められている賃上げ基調にも相応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。

記

- 1 社会保障の充実、地域活性化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。
- 2 地域医療を確保するため、医療機関への財政支援と必要な財源を確保すること。
- 3 引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。
また、地域間の財源偏在性のは正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
- 4 政府として減税政策を検討する際は、地方財政への影響がないよう確実にその補填を行うこと。
- 5 会計年度任用職員においては今後も当該職員の待遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。
- 6 自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費はもとより大幅な増額が見込まれるシステム運用経費まで含め、必要な財源を補填すること。また、自治体DXにともなうシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
- 7 自治体の行う事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月10日、北海道羽幌町議会議長、村田定人。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策若者活躍 男女共同参画 共生・共助）。

○議長（村田定人君） 議会の運営に関する基準により、質疑並びに討論は省略します。

これから意見案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、意見案第6号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出については原案のとおり可決されました。

議長名をもって、それぞれの関係機関に要請することにいたします。

◎日程の追加

○議長（村田定人君） お諮りします。

ただいま町長から議案第76号、議案第77号、議案第78号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号、議案第77号、議案第78号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

◎議案第76号～議案第78号

○議長（村田定人君） 追加日程第1、議案第76号 令和7年度羽幌町一般会計補正予算（第6号）、追加日程第2、議案第77号 令和7年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、追加日程第3、議案第78号 令和7年度羽幌町水道事業会計補正予算（第2号）、以上3件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、森淳君。

○町長（森 淳君） ただいま追加提案となりました各会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正は、物価高騰対策として国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、町民及び町内事業者に係る水道料金の基本料金1か月分を免除する事業を実施するものであります。

初めに、一般会計について既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,017万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ83億4,772万8,000円とするものであります。

歳入の14款国庫支出金において国からの交付金679万2,000円及び18款財政調整基金繰入金338万2,000円を財源とし、歳出の第4款衛生費、環境衛生費において水道事業会計への負担金937万8,000円、簡易水道事業特別会計への繰出金79万6,000円をそれぞれ増額するものであります。

次に、簡易水道事業特別会計の補正につきまして、歳入の1款、水道使用料79万6,000円を減額し、ただいま申し上げた一般会計からの繰入金を増額するものであります。

次に、水道事業会計の補正につきまして収益的収入及び支出において収入、第1款水道事業収益、第1項営業収益の水道使用料926万8,000円を減額し、第2項営業外収益、第4項他会計負担金において一般会計からの負担金937万8,000円を増額するものであり、差額の11万円につきましては支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用において水道料金システムを改修するものであります。

以上が補正をいたします予算の内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。

○議長（村田定人君） お諮りします。

審議の方法については、歳入歳出予算一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第76号について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号 令和7年度羽幌町一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 令和7年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号 令和7年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号 令和7年度羽幌町水道事業会計補正予算（第2号）について収益的収入及び支出ほか一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号 令和7年度羽幌町水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（村田定人君） これで本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、令和7年第9回羽幌町議会定例会を閉会します。

(午前10時36分)